# 福祉用具購入費の支給について

要介護または要支援と認定された方が、在宅生活の自立を助けるために購入した特定福祉用具の費用について、費用の9割~7割を支給します。

- ※ 支給は償還払いと受領委任払いの2種類があります。
  - 〇償還払い(いったん全額支払い、後で町に申請して費用の9割~7割の払い戻しを受けます。)
  - 〇受領委任払い(自己負担(1割~3割)分だけを業者に支払い、残りの9割~7割分を町から直接業者に支給する方法です。)

## (1) 対象となる特定福祉用具の種類(⑦~⑨は貸与との選択制)

- ①腰掛便座(簡易トイレ)
- (2)特殊尿器(尿が自動的に吸引されるもの)の交換可能部品
- ③入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いすなど)
- 4)簡易浴槽
- ⑤移動用リフトの吊り具の部分

- ⑥排泄予測支援機器
- (7)固定用スロープ
- ⑧歩行器(歩行車を除く)
- ⑨単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

### (2) 支給限度基準額

利用者一人あたり同一年度内(4月から翌年3月まで)で10万円まで

#### (3) 利用の条件

給付の対象となるのは、都道府県の特定福祉用具販売の指定を受けた事業者(販売店)から購入 した特定福祉用具に限ります。

既に購入して福祉用具購入費を支給されたものと同一種目の福祉用具は、特別の事情がない限り、対象外となります。

#### (4) 支給申請に必要な書類

- ① 福祉用具購入費支給申請書(指定様式) 振込先が被保険者の口座名義と違う場合は、委任状欄に記入。
- ② 領収書(レシートは不可。原本及びコピー1部を持参のこと。) 受領委任払いの場合は、自己負担(1割~3割)分の領収書 市販の領収書でよいが、次の事項が記載又は貼付されているものであること。 領収書の宛名(被保険者名)、領収日、販売店住所及び店名(領収印を含む。)、品名、数量、 単価、領収額、印紙が必要なときは印紙。
- ③ 当該申請に係る特定福祉用具が必要である理由を記載した書面(指定様式) 介護支援専門員が作成。ただし「居宅サービス計画書」(具体的には、「週間サービス計画表」 の「週単位以外のサービス」欄)に位置付けられているときは、その写しを理由書に代えて添付。
- ④ パンフレット等用具の概要を記載した書面
  - 対象種目及び用途・機能が確認できるパンフレットの他、当該品目の取扱説明書やパッケージ 介護支援専門員が有するカタログの写し等でも可。
  - パンフレット等がないときは、「特定福祉用具概要書」(指定様式)を介護支援専門員が作成。
- ⑤ 介護保険請求書(指定様式)
- ⑥ 受領委任払いの場合は、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払い届出書 (様式4)

問い合わせ・申請先 河南町役場 健康福祉部 高齢障がい福祉課 介護保険係 TEL 0721-93-2500 FAX 0721-93-4691